

クマやクマの痕跡等が発見された地域は、
クマの生息域や行動域に応じて3つのエリアに区分しています。

<p>〈ゾーン1〉 生息保護地域</p>	<p>人間活動がほとんどなく、クマが生息する地域。 自然林が多く残っているなどツキノワグマの主要な生息地として 適した地域が該当する。</p>
<p>〈ゾーン2〉 保護調整地域</p>	<p>人間活動が行われ、ツキノワグマも生息している地域。 落葉広葉樹二次林や人工林及び里山地域などが該当する。</p>
<p>〈ゾーン3〉 被害防止地域</p>	<p>人間活動が活発で、ツキノワグマが本来生息していない地域。 集落や集落周辺地域の耕作地などが該当する。</p>